

取組項目	経営方針 2	(1)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課
	①国の提案募集方式・手挙げ方式への対応			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

地方分権改革については、地方分権改革推進委員会勧告に基づき、事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等に関して、4次にわたる一括法等により推進されてきました。

本県では、これまでから国に対して地域の実情を踏まえて制度の創設・改正等を求めていく政策提案を実施してきましたが、平成 26 年度から、地方の発意に根ざした新たな取組として地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集し、実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が導入されたことを受け、本県からは、3件の提案を行いました。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

地方の発意に根ざした「提案募集方式」や地方の多様性を重視した「手挙げ方式」の制度を積極的に活用し、国からの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、規制緩和等を求め、県の自主性・自立性の向上を図ります。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ①「提案募集方式」を活用した権限移譲等の提案

「提案募集方式」を活用し、国からの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、規制緩和等の提案を行います。（(例) 保育士修学資金貸付事業の貸付対象の住所要件の撤廃 等）

提案に当たっては、国への政策提案等と連動させ、効果的な提案となるよう努めます。

##### ②「手挙げ方式」による権限移譲等の受入検討

権限移譲、規制緩和等の実施の際、「手挙げ方式」が選択された事項について、滋賀県の実情を踏まえて検討を行い、制度の活用を図ります。

#### (3) 目標

- ・ 国からの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、規制緩和等による本県の自主性・自立性の向上

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①「提案募集方式」を活用した提案			継続実施		
②「手挙げ方式」による権限移譲等の受入検討			継続実施		

取組項目	経営方針 2 (1)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課
	②国への積極的な政策提案の実施		

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

地方分権社会や豊かさを実感できる社会の実現に向けて、本県の重点政策を着実に推進するため、国における新年度予算の検討時期（春）および予算編成の時期（秋）に合わせて、国に対する政策提案活動を実施しています。また、緊急的に課題への対応が必要な場合は、緊急要望等を実施してきたところです。

さらに、全国知事会や近畿ブロック・中部圏知事会、関西広域連合においても国への提案活動を実施しています。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

地方のことは地方で担うことができる、地方分権の実現を求めていくことを基本に、本県の実情や課題を踏まえた、具体的で説得力のある提案となるよう内容の充実を図るとともに、全国知事会等とも連携して、国に対する積極的な政策提案活動を行います。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ○国への政策提案活動の実施

- 引き続き、本県の取組や実情を踏まえ、具体的な制度の創設・改正等を求めていく政策提案活動等を春と秋に実施するとともに、必要な場合には時期を失しないよう緊急提言・要望等を行います。
- 全国知事会等の一員として、全国知事会等で実施する国への提案活動の充実を図ります。
- 提案内容の充実を図るため、現場ニーズの把握に努め、県議会での議論や市町の要望等に一層留意するとともに、東京事務所を通じて国の動向に係る情報収集に努めます。
- 効果的な提案活動を行うため、本県選出国会議員への情報提供や意見交換等を通じて課題認識を共有し、連携に努めます。

#### (3) 目標

- 国への政策提案の実施 年2回（春・秋）

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国への政策提案活動の実施			提案活動の実施		
	→				

取組項目	経営方針 2	(1)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課 広域連携推進室 総務部 経営企画・協働推進室
	③地方分権改革に係る情報発信			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

これまでの地方分権改革を通じて、関西広域連合の取組や、国の義務付け・枠付けの見直し、市町への権限移譲など、成果が積み重ねられてきています。

これらの成果を効果的に情報発信することが重要であることから、ソーシャルメディアなど情報の受け手に直接働きかける媒体を活用しながら、県、市町等の取組を発信するとともに、県・市町職員等の間の活発な情報交換・ネットワーク化を進める必要があります。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

県民に地方分権改革のメリットを実感してもらい、さらなる改革気運が高まるよう、これまでの改革の成果等について、県民に分かりやすく発信します。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ① 県ホームページ等への情報掲載等

国への提案である「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりへの取組」を県ホームページにも掲載するなど、県・市町の特徴的な取組について情報発信に努めてきたところであり、今後も関西広域連合の取組や国の義務付け・枠付けの見直し、市町への権限移譲など、これまでの改革の成果等について県ホームページや、SNSへの情報掲載等を行います。

##### ② 県・市町職員等の間の情報交換・ネットワーク化

「地域の自主性および自立性を高める改革のための市町・県推進会議」の開催等により、県・市町職員等の間の情報交換・ネットワーク化を図ります。

#### (3) 目標

- ・地方分権改革に係る市町との意見交換の実施 年3回以上

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 県ホームページ等への情報掲載等			継続実施		
② 県・市町職員等の間の情報交換・ネットワーク化			「市町・県推進会議」の開催等		



取組項目	経営方針 2 (2)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課広域連携推進室
	②中部圏・北陸圏との連携の推進		

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

中部圏・北陸圏については、中部圏知事会や日本まんなか共和国（滋賀県、福井県、三重県、岐阜県）等を通して連携し、様々な分野で共同取組を進めていますが、日本まんなか共和国は、平成 25 年度から知事サミットの定時開催はなくなり、これまでの連携事業に止まっているなど、課題もあります。

一方、近畿圏では平成 22 年に関西広域連合が設立されましたが、中部圏・北陸圏においても一層取組を推進するため、平成 24 年 10 月に「広域連携推進の指針」を策定し、中部圏・北陸圏における連携施策の推進と重点的に取り組む分野などを取りまとめるとともに、中部圏のブランド食材の販売促進や昇龍道プロジェクト、まんなかカメラなど新たな取組も進めてきました。

平成 26 年度には、中部圏・北陸圏における広域連携推進のための戦略検討調査を実施するなど、効果的な広域連携の推進を目指しているところです。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

中部圏・北陸圏における広域的課題に対応するため、戦略検討調査やこれまでの取組の検証等を行い、両圏域における効果的な広域連携を推進します。

#### (2) 具体的な取組内容

##### 【拡】「広域連携推進の指針」の改定および指針に基づく施策の推進

平成 26 年度に実施した中部圏・北陸圏における広域連携推進のための戦略検討調査や、中部圏・北陸圏におけるこれまでの取組の検証等を行い、広域行政推進会議（庁内会議）での議論も踏まえ、平成 27 年度前半までに「広域連携推進の指針」の改定を行います。

この指針に基づき、特に本県の地の利を活かせる防災、観光、交通などの分野で、市町の取組とも連携しながら、中部圏・北陸圏における効果的な広域連携を推進します。

#### (3) 目標

- ・「広域連携推進の指針」の改定（平成 27 年度前半）
- ・近畿、中部、北陸の各圏域の結節点という本県の地の利を十分活かすための中部圏・北陸圏における効果的な広域連携の推進

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
「広域連携推進指針」の改定および施策の推進		広域行政推進会議での課題検討・施策化			
指針素案策定	→				
指針の改定					
戦略検討調査		→			
指針に基づく施策の推進		→			
日本まんなか共和国の取組の検証					

取組項目	経営方針2	(3)	担当部課 (室)名	総務部 市町振興課
	①市町との連携を通じた地域課題への対応			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

平成の市町村合併から10年が経過する中、本県においても人口減少局面を迎え、市町の行財政支援、地方交付税の合併算定替終了後の市町の財政支援、公共施設の老朽化対策など、県の市町への助言・支援や、県と市町や市町間の一層の連携・協力の必要性が高まっています。

また、国においては、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置するとともに、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、関係施策を総合的かつ計画的に実施することとされています。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

住民に最も近い市町と常日頃から対話を重ね、人口減少社会への対応をはじめとする地域課題とその対応策、豊かな地域の創造に向けた将来展望を共有し、市町と連携して地域の活性化を図ります。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ○市町との積極的な対話と県・市町連携による効果的な施策の展開

県と市町の職員が、県政や地域の課題について議論するため、対話システムに基づき、担当部・課をはじめ様々なレベルにおける情報交換や、現場に足を運ぶなどして常日頃から市町との連携強化に取り組むとともに、市町から提案する機会を確保することにより効果的な施策の展開を図る。

人口減少社会における様々な地域課題に創意と工夫により対応する市町を支援するとともに、県と市町の連携や広域的な取組の推進を図る。

#### (3) 目標

- ・小規模自治体への配慮や市町間連携による地域課題対応の支援
- ・自治振興交付金人口減少社会対応市町提案事業 平成26年度 0市町 → 毎年度19市町が実施

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市町との積極的な対話と県・市町連携による効果的な施策の展開	県・市町人口問題研究会の立ち上げ	市町と対話しながら県庁内関係部局が横つなぎにより市町の施策・事業を支援			
		市町の人口ビジョン、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定やその推進を支援			

取組項目	経営方針 2	(3)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室 総務部 税政課
	②市町との間の権限移譲や事務の共同化の推進			

### 1. 現状、課題、これまでの取組状況

権限移譲については、平成 24 年度に取りまとめたこれまでの権限移譲における成果と課題を踏まえ、新たな権限移譲について市町と検討を行っているところです。

事務の共同化の推進については、「事務の共同化」および「二重行政の解消」を検討すべき施策・事業を調査し、税務事務の共同化、情報システムの共同利用の検討等の取組を進めています。

うち、税務事務の共同化については、平成 24 年度に県と市町で構成する滋賀県地方税務協議会においてさらなる連携や徴税体制について議論し、県税・市町税の効率的な徴収、税務職員の人材育成などの観点から、まず県税事務所現地納税課と周辺市町の徴収業務の共同化を進めることとしています。高島地域においては、平成 25 年 8 月から高島市と共同で県税と市税の徴収に取り組んでいます。

また、情報システムの共同利用については、滋賀県電子入札システムについて希望する市町・団体との共同利用を開始する等の取組を進めています。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

市町との連携により、県民サービスの向上および事務執行の効率化を図るため、引き続き県と市町との間での権限移譲および事務の共同化の推進に取り組みます。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ①権限移譲の推進

現在、検討を進めている新たな権限移譲については、対象とする事務、支援内容等に関して市町との間で十分に議論を行い、移譲を希望する市町への円滑な権限の移譲を進めます。

##### ②税務事務の共同化の推進

高島市と共同で徴収業務を進めるとともに、湖東地域において早期に共同化が実施できるよう各町と協議を行い、その他の地域においても先行地域の情報を提供し各市町と意見交換を行います。

##### ③情報システムの共同利用の推進

滋賀県電子入札システムの共同利用について、参加を希望する市町・団体との調整を続け、参加団体の増加による各団体の事務軽減、経費節減を図ります。

##### ④事務の共同化の推進

現在取り組んでいる事務以外に共同化が可能な事務がないか、改めて検討を行います。

#### (3) 目標

- ・ 権限移譲または事務の共同化に係る市町との意見交換の実施 年 3 回以上
- ・ 湖東地域における徴収業務の共同化 平成 27 年度から開始

### 3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①権限移譲の推進	市町との協議	協議の調った事務から移譲を実施			
②税務事務の共同化の推進 (高島地域) (湖東地域) (その他の地域)		徴収業務の共同化の継続実施			
	各町との協議	徴収業務の共同化開始			
		市町との意見交換			
③情報システムの共同利用の推進	6 市町・団体でシステム導入	電子入札システムの共同利用			
	他市町との調整	共同利用の拡大			
④事務の共同化の推進		市町との協議	共同化の実施		